

令和3年（2021年）5月19日

## 鎌倉市消費者安全確保地域協議会及び鎌倉市くらし見守りネットワークについて

鎌倉市共生共創部  
地域共生課消費生活担当

### 1 制度の概要

#### (1) 鎌倉市消費生活条例の改正

高齢化が進む本市においては、近年、判断力の低下や地域社会からの孤立等の様々な要因から生じる消費者被害により経済的に困窮し、生活上の課題を抱える者その他の消費生活上特に見守りが必要であると認められる者を消費者被害からまもることが課題となっており、未然に防止する必要性がありました。

そのため、令和3年4月1日から「鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例」を施行し、これまでの消費者施策に加えて、市内の事業者や関係機関等との連絡協力体制である「鎌倉市くらし見守りネットワーク（第17条）」を構築し、市民の日常生活の変化から消費者被害等を早期に発見、支援につなげるとともに、福祉的な課題を有する消費者に対応するため、「鎌倉市消費者安全確保地域協議会（第15条）」を設置しました。（添付資料1参照）

#### (2) 鎌倉市消費者安全確保地域協議会（添付資料2参照）

##### ア 構成機関

関係行政機関	福祉関係団体
・神奈川県鎌倉警察署	・鎌倉市民生委員児童委員協議会
・神奈川県大船警察署	・鎌倉市社会福祉協議会
・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	・市内の地域包括支援センター
・神奈川県鎌倉保健福祉事務所	（市内10か所）
	・鎌倉市基幹相談支援センター

##### イ 役割等

- ・全体会議（年1回） 個別具体的な支援を検討するための会議は、随時開催する予定
- ・消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うための必要な情報交換
- ・消費者安全の確保のための取組に関する協議
- ・消費生活上特に配慮を要する消費者と適度な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組

#### (3) 鎌倉市くらし見守りネットワーク（添付資料2参照）

##### ア 協力事業者等

民間事業者等 （ライフライン事業者、宅配事業者 など）	+	鎌倉市消費者安全確保地域協議会構成機関
--------------------------------	---	---------------------

## イ 活動内容

- ・見守り活動の実施
- ・市の相談窓口の紹介
- ・相談窓口の周知協力
- ・市に対する情報提供（個人情報含む。）

（「相談解決に向けた支援」については、鎌倉市消費者安全確保地域協議会のみ。）

## ウ 民間事業者等の登録

鎌倉市くらし見守りネットワークの運用に関する要綱第4条（添付資料3参照）に基づき、参加する事業者や団体に「鎌倉市くらし見守りネットワーク賛同書兼登録届出書（第1号様式）」（添付資料4参照）を提出してもらい、鎌倉市くらし見守りネットワーク登録事業者（団体）台帳に登録します。

## 2 制度立ち上げまでの課題

### （1）課題の整理

認知症等による判断力の低下に起因する消費者被害を発見することを目的としており、福祉的な要素を含んでいたことから、担当課について福祉部局と協議を重ねました。その結果、条例の目的に合致することや、早期救済を図る必要があったことなどの理由から消費生活担当が対応することで整理しました。

### （2）制度設計

制度設計を行ったほか、市長の附属機関である鎌倉市消費生活委員会において意見を聴取するとともに、庁内意見聴取、意見公募手続き（パブリックコメント）を実施し、条例改正を行いました。

## 3 今年度の取組み

### （1）鎌倉市消費者安全確保地域協議会

- ア 全体会議の開催
- イ 見守り活動等

### （2）鎌倉市くらし見守りネットワーク

- ア 協力事業者等の拡大及び名称の公表
- イ 取組ステッカー及びチラシの作成、配布
- ウ 見守り活動等

## 4 添付資料

- （1）鎌倉市市民のくらしをまもる条例
- （2）鎌倉市くらし見守りネットワーク・鎌倉市消費者安全確保地域協議会（図解）
- （3）鎌倉市くらし見守りネットワークの運用に関する要綱
- （4）鎌倉市くらし見守りネットワーク賛同書兼登録届出書
- （5）スライド資料